

1人あたりの老人医療費は78万9千円です 上手な受診で、医療費を有効に

70歳以上のかたや一定の障害のある65〜69歳のかたは老人保健制度でお医者さんにかかっています。毎年どのくらいか医療費が使われているかをみてみました。

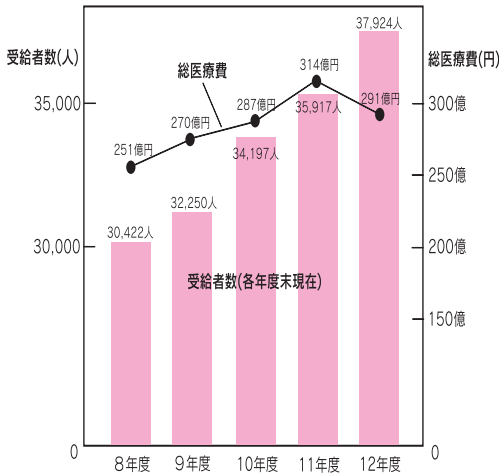


医療費を有効に使う4つのポイント

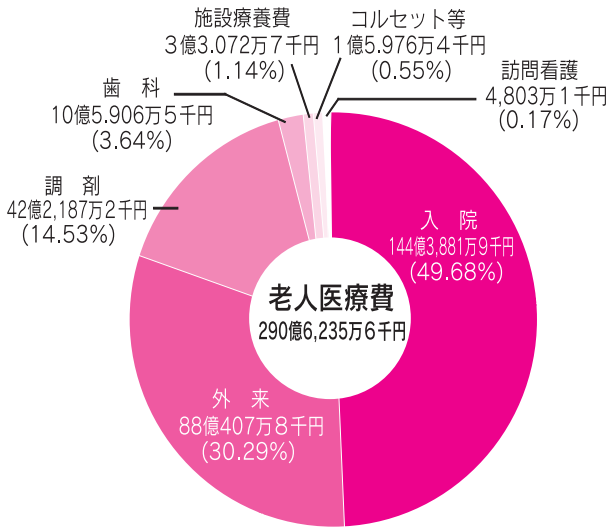
- ・病気の早期発見と早期治療を心がけましょう
- ・同じ病気でもいくつものお医者さんにかかるのはやめましょう
- ・医師を信頼し、指示を守りましょう
- ・薬はお医者さんの指示どおり正しく服用しましょう

平成12年度の老人医療費は290億6千万円。平成12年4月から始まった介護保険制度にもとない、老人医療費のうち老人保健施設療養費、訪問看護療養費などの一部が介護保険に移行したため、総医療費は前年度と比べ、約24億円少なくなりました。老人医療費を1人あたりに換算すると、年間78万9千円となります。一人ひとりが、病気の予防や健康づくりに取り組み、上手な受診を心がけ、医療費を有効に使いましょう。

老人保健医療の受給者数と総医療費



平成12年度老人医療費内訳



国保からお知らせ

退職者医療制度の手続きを

長い間勤めた会社などを退職し、現在国民健康保険に加入しているかたで、被用者年金(厚生年金など)を受けているかたは、その扶養家族のかたは、退職者本人が老人保健医療制度に移るまでの間、「退職者医療制度」でお医者さんにかかることになります。

対象

次の条件にすべて該当するかたは、その扶養家族のかた
国民健康保険に加入しているかた
老人保健医療制度の適用を受けていないかた
厚生年金や各種共済年金を受給していて、年金の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上あるかた

医療機関窓口で支払う自己負担割合

退職被保険者本人 入院・外来とも2割
扶養家族 入院2割・外来3割

対象となる時期および手続きに必要なもの

- ・年金受給権が発生したかた
- ・受給権が発生した日から対象となります
- ・年金証書(年金加入期間の記載されたもの)と国民健康保険証をお持ちください

被用者健康保険(社会保険)の資格を失い国民健康保険に加入されるかた

- ・右記対象のと に該当するかたとその扶養家族のかたは、加入と同時に対象となります
- ・被用者健康保険(社会保険)の資格喪失証明書(扶養家族のかたも含む)と年金証書(年金加入期間の記載されたもの)をお持ちください

手続き窓口

市民課4番窓口、国民健康保険課16番窓口
土崎支所、新屋支所

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(866)2099